

（ 令 1 . 8 . 2 1  
実 4 - 1 ）

# 説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

令和元年8月21日（水）

財 務 省

# 目 次

○ 今後の納税環境整備の方向性について	1
・経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)①	2
・経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)②	3
○ 経済社会のICT化の進展を踏まえた電子帳簿等保存制度の見直し	4
・電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の種類	5
・国税関係書類に係るスキャナ保存制度等の改正の概要	6
・成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)(抄)	7
・ICT化の進展(データの適正性を担保する仕組み)	8
・電子取引の推進(データの授受や活用方法の多様化への対応)	9
・電子帳簿保存の推進(取引データと申告データの連携)	10
○ 経済取引の国際化・多様化を踏まえた適正・公平な課税の実現	11
・適正申告を担保するための仕組み(税務調査の流れと関連する主な制度)	12
・税務を取り巻く環境の変化(国際的な課税逃れ)	13
・国際的な課税逃れへの主な対応(法定調書制度)	14
・国際的な課税逃れへの主な対応(税務当局間の情報交換)	15

# 今後の納税環境整備の方向性について

## 経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)①

平成31年4月24日  
政府税調「説明資料」

### 経済社会の環境変化等

#### ICT化

○デジタル・トランスフォーメーション\*の世界的な拡大 \* デジタルを前提としたビジネス転換・組織改革等

○企業等が保有するデータの増大、クラウドやAPIの活用によるデータ連携の普及

○データ処理の高速化、AIの発展

○スマートフォンやタブレット型端末の普及

#### 多様化 国際化

○働き方の多様化等による確定申告者数の増加

○金の密輸等の不正事案の増加

○国境を越えた取引の増大や企業のビジネスモデルの多様化



### 今後の納税環境整備に当たっての基本的な方向性(案)

- これまでの審議や取組状況、近年の国際的な議論の状況なども踏まえれば、今後の納税環境整備を進めるに当たっては、申告納税制度の下、経済社会や税制自体の変化に的確に対応し、納税者及び税務当局を含む社会全体のコストを最小限に抑えつつ、納税者の自発的な納税義務の履行が適正かつ円滑に実現できるよう、必要な制度上の措置等を講じていくことが重要。
- 具体的には、
  - (1)先進的な技術を活用して、納税者の利便性の更なる向上を図りつつ、
  - (2)同時に取引や申告の段階から正確な手続(誤りの未然防止)を行うことができるような仕組みを構築するとともに、
  - (3)税務当局による事後的な対応(税務調査等)についても、経済社会の変化等に応じ、特に必要性の高い分野に的確に対応することを後押しする、という方向を目指していくことが考えられるのではないか。

具体的な対応を検討するに当たっての視点(案)

○ 前記の基本的な方向性(案)を踏まえ、以下のような視点から、その実現に向けた具体的な制度上の対応等を検討していくこととしてはどうか。

① 納税者のコンプライアンスコストの極小化

多様なデータや先進的な技術の活用により、普段の記帳・書類(データ)保存から申告・納付に至るまで、納税者の事務負担を極力抑制しつつ、円滑かつ正確(誤りの未然防止)に手続を行うことができる仕組みを構築する。

② 納税者の予見可能性の向上

税務当局が納税者にとって広く参考となる情報を適時に提供することにより、申告前における納税者の予見可能性を確保し、誤りの未然防止と負担軽減を図る。

③ 納税者の自主的な情報開示を促すための環境整備

申告誤りの未然防止や早期是正、及び、納税者の負担軽減を図る観点から、納税者が自ら税務当局に対して必要な情報を開示していくような環境を整える。

④ 効率的かつ効果的な税務調査の実施

事後的な対応(税務調査等)については、経済社会や税制自体の変化等に応じ、特に必要性の高い分野・悪質な事案に的確・厳正な対応を行えるような環境を整備する。

# 経済社会のICT化の進展を踏まえた 電子帳簿等保存制度の見直し

# 電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の種類

## 自己が作成する書類

帳簿・決算関係書類

電子帳簿等保存  
(電帳法第4条第1項・第2項)

(電子的に保存する場合)  
税務署長の承認が必要

請求書等



コンピュータ作成  
の帳簿に記帳

## 取引の相手方から受領する書類

書面

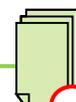
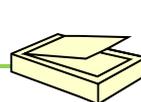
スキャナ保存  
(電帳法第4条第3項)

税務署長の承認が必要

請求書・領収書等

請求書等

スキャン



タイムスタンプ



受領者  
(保存義務者)

電子データ

電子取引に係るデータ保存  
(電帳法第10条)

税務署長の承認は不要

発行者  
(取引相手)



電子請求書等



タイムスタンプ



受領者  
(保存義務者)

## 国税関係書類に係るスキャナ保存制度等の改正の概要

### スキャナ保存制度の導入(平成17年度)

- 税務署長の承認を受けた者は、国税関係書類について、一定の要件に従い、スキャナにより記録された電磁的記録を保存することをもって、当該国税関係書類の保存に代えることができることとされた。

### 平成27年度改正の概要

- 対象書類に係る見直し  
(スキャナ保存の対象を「3万円以上の契約書及び領収書」に拡大、適正事務処理要件の整備など)
- 電子署名要件に係る見直し  
(スキャナで読み取る際に必要な入力者等の電子署名を不要とし、タイムスタンプのみとする。)
- その他、重要書類のスキャナによる入力期間の制限の緩和や、一般書類のカラー画像での保存要件等についての見直し

### 平成28年度改正の概要

- スマートフォン等により領収書等を記録する場合の手続を追加するなどの見直し

### 令和元年度(平成31年度)改正の概要

- 申請手続の簡素化  
(一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合には、承認申請手続を簡素化)
- 申請期限の緩和  
(新規に業務を開始した個人の承認申請期限について、新設法人の特例と同様に、特例(業務開始以後2月内)を整備)
- 対象書類に係る見直し  
(過去分の領収書等について、税務署長への届出など一定の要件の下、書類の種類ごと1回に限り、スキャナ保存を可能とする。)

(注)上記の改正は、令和元年9月30日から施行。

I . Society5.0の実現

5. スマート公共サービス

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i ) 個人、法人による手続の自動化

③ 税・社会保険手続の電子化・自動化

- ・事業者における経理・税務手続を電子化・自動化し、そのバックオフィスの効率化等を実現するため、中小企業のオンラインバンキングの利用促進や電子的な請求書、領収書の普及に向けた電子帳簿等保存制度の改善等を含めて、オンラインでの請求・支払・領収、関連する書類等の電子保存及び電子申告・納税の更なる推進とともに、中小企業のスマート化を促進するための課題や方策を検討し、2019年度中に結論を得る。

# ICT化の進展（データの適正性を担保する仕組み）

## 現行制度

電子的に受信した請求書等データの電子的な保存は、  
①データの受領後遅滞なくタイムスタンプ(\*)を付すこと、又は  
②改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用すること が要件。  
⇒ これらの要件を満たさない場合、別途、書面等に出力して保存することが必要。  
※タイムスタンプ:電子データがある時刻から改ざんされていないこと等を証明する仕組み。

(イメージ)

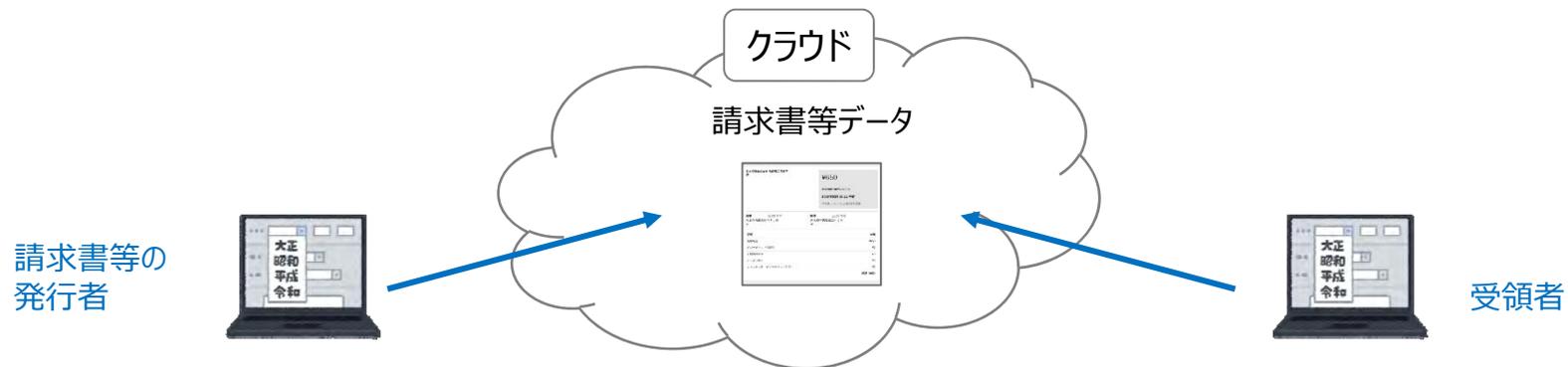


受領者側にてタイムスタンプを付与（発行者側でタイムスタンプを付している場合も必要）

(注)

- 紙で受領した請求書等のスキャン・データを保存する場合には、税務署長の承認を含む別の要件を満たす必要。
- 欧州では電子請求書等の発行者側法人が電子証明書(eシール)及びタイムスタンプを付す方式が利用されている。

## 現在提供されている電子請求書等の授受サービスの例



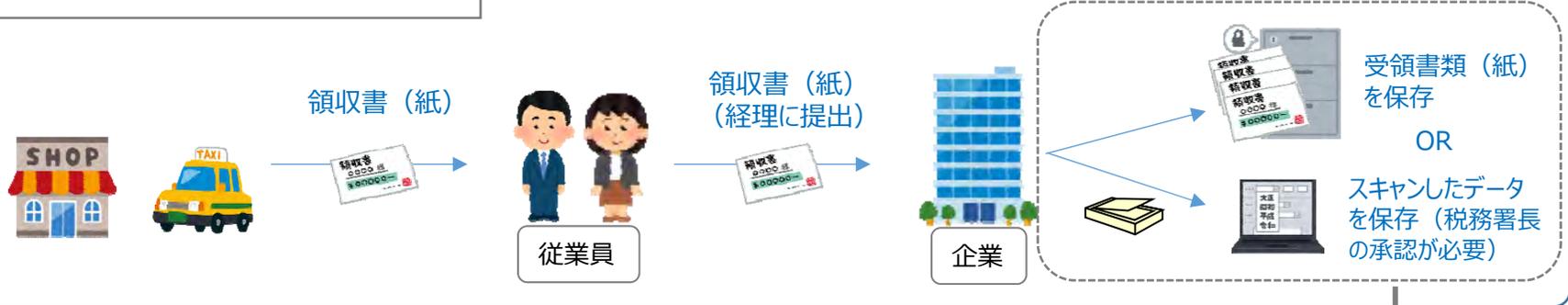
サービス提供者が管理する、クラウド上の同一データを参照  
⇒ 利用者（発行者、受領者）による改ざんは事実上不可能

(注)

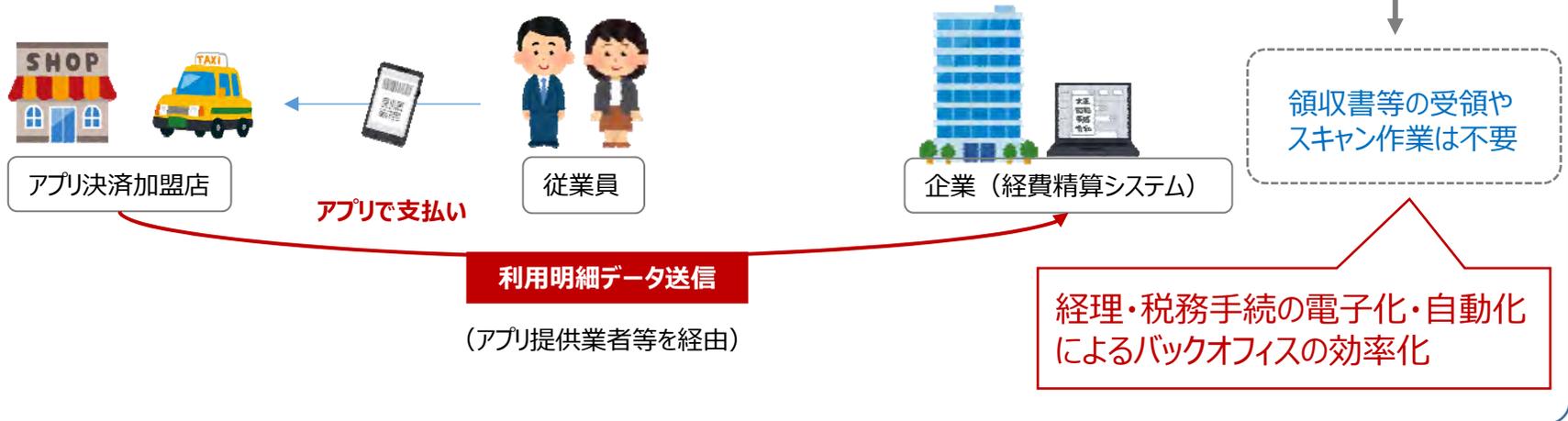
- 上記はあくまでサービスの一例。受領者側におけるデータの改変が可能なサービスもあり得るという点に留意が必要。

# 電子取引の推進（データの授受や活用方法の多様化への対応）

## 現状（書類ベースの経費精算）



## 電子データを活用した経費精算（例）



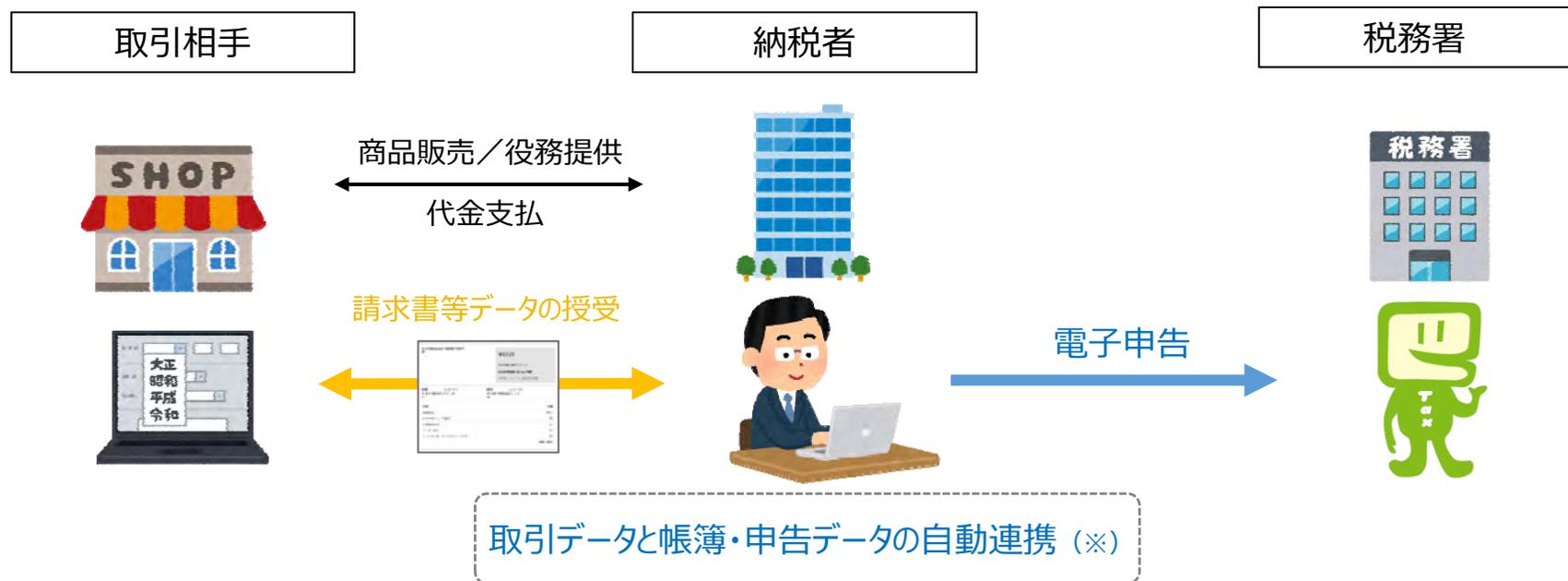
(参考) 現行制度(「電子取引」の定義)

「取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。)の授受を電磁的方式により行う取引」をいう。(電子帳簿保存法2条6号)

⇒ 電子取引を行った場合、所定の方法(前頁「現行制度」参照)により、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存する必要。

## 電子帳簿保存の推進（取引データと帳簿・申告データの連携）（イメージ）

- 取引に係る請求書等データの授受の普及・促進（データの適正性を確保できるシステムを利用）
- 請求書等データを活用した経理・税務手続の電子化・自動化  
⇒ 帳簿に自動反映されたデータを申告書に自動反映し、電子申告を実施



事務負担の軽減（バックオフィスの効率化）  
及び簡便かつ正確な経理・税務手続の実現

※ 勘定科目の区分や経費該当性の判断に関する正確性を期するため、会計業務等は従来通り必要となる点に留意。

経済取引の国際化・多様化を踏まえた  
適正・公平な課税の実現

## 適正申告を担保するための仕組み（税務調査の流れと関連する主な制度）

### <税務調査の流れ(大まかなイメージ)>

① 納税者による確定申告  
(無申告の場合もあり)

② 税務当局による各種情報の分析  
⇒ 調査対象者を選定

③ 税務当局による税務調査の実施

④ 納税者による修正申告、  
税務当局による更正・決定

⑤ 加算税、延滞税の課税

### <関連する主な制度>

- ・ 記帳及び帳簿書類の保存義務
  - ・ 独立企業間価格の算定に必要な資料の作成・保存義務
  - ・ 申告義務
  
  - ・ 法人税申告書別表(国外関連者に関する明細書等)
  - ・ 納税者本人が提出する法定調書(国外財産調書(平成26年)等)
  - ・ 第三者が提出する法定調書(国外送金等調書(平成10年)等)
  - ・ 共通報告基準(CRS)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換(平成30年)
  - ・ 税務当局による事業者等への情報照会(令和2年)
  
  - ・ 税務職員の質問検査権(対本人／対取引相手等)
  - ・ 租税条約等に基づく外国税務当局への情報交換要請
  
  - ・ 税務当局による更正・決定(期間制限あり)
  
  - ・ 過少申告加算税(本税の10%)、無申告加算税(15%)等
  - ・ 重加算税(隠蔽・仮装による過少申告35%、同無申告40%)
  - ・ 延滞税(令和元年分8.9%)
- ※加算税等の割合は各種加減算あり(上記は基本的な率)。

## 税務を取り巻く環境の変化（国際的な課税逃れ）

### 国際的な課税逃れへの国民の関心の高まり

- 経済のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による海外取引や海外資産の保有・運用が多様化する中、いわゆる「パナマ文書」・「パラダイス文書」の公開  
（参考）いわゆる「パナマ文書」・「パラダイス文書」とは、前者はパナマを拠点とする法律事務所、後者はバミューダ諸島を拠点とする法律事務所等から流出した内部文書を国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）が入手、一部情報（顧客情報等）を公表したものの（報道ベース）
- BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）プロジェクト

富裕層や海外取引を行う企業による海外への資産隠し等に対する国民の関心の高まり

### 主な対応策

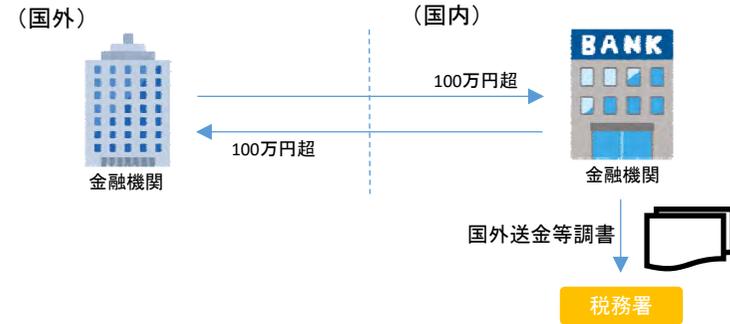
- 課税のあり方の見直し
  - ・ 国外転出時課税制度の創設（平成27年～）
  - ・ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式の見直し（平成27年～）
- 情報収集
  - ・ 法定調書制度の活用  
国外送金等調書（平成10年～）、国外財産調書（平成26年～）、財産債務調書（平成28年～）等
  - ・ 税務当局間の情報交換の活用  
要請に基づく情報交換、共通報告基準（CRS）に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換（平成30年～）等
- 執行面の環境・体制整備
  - ・ 税務行政執行共助条約発効（徴収共助制度の活用等）（平成25年～）
  - ・ 国際課税関係の体制整備（定員確保等）
  - ・ 国際取引等に対する積極的な調査（重点的な事務量配分）

# 国際的な課税逃れへの主な対応（法定調書制度）

## 国外送金等調書

○金融機関を通じて国外への送金又は国外からの送金の受領を行う場合、1回当たり100万円超の送受金については、金融機関において、送金者(受領者)、送受金の金額、送金目的等を記載した調書を作成し、税務署長に提出。

○提出件数：722万件（平成29年7月～30年6月）



### 記載例(イメージ)

令和〇年 12月31日分 国外財産調書

国外財産を有する者		住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
		氏名	国税 太郎		
		個人番号	0000-0000-0000		
区分	種類	用途	所在	数量	価額 円
土地		事業用	オーストラリア 〇〇州△△通り6000	200㎡ <sup>1</sup>	54,508,000
建物		事業用	オーストラリア 〇〇州△△通り6000	150㎡ <sup>1</sup>	80,000,000
預貯金	普通預金	一般用	アメリカ △△州××通り40(〇〇銀行△△支店)		23,781,989
有価証券	上場株式 〇〇Securities, Inc.	一般用	アメリカ △△州××通り321 〇〇証券△△支店	10,000株	3,000,000
					3,300,000
合計額					513,841,944

## 国外財産調書

○5,000万円を超える国外財産を保有(12月31日時点)する個人(居住者)に対し、当該財産の種類・価額等を記載した調書の提出を求めるもの。

○提出件数：9,551件（平成29年分）

## 財産債務調書

○所得金額が2,000万円超、かつ、3億円以上の資産又は1億円以上の有価証券等を有する者(12月31日時点)に対し、その保有する財産に係る調書の提出を求めるもの。

○提出件数：73,427件（平成29年分）

### 記載例(イメージ)

令和〇年 12月31日分 財産債務調書

財産債務を有する者		住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
		氏名	国税 太郎		
		個人番号	0000-0000-0000		
区分	種類	用途	所在	数量	価額 円
土地		事業用	東京都千代田区霞が関3-1-1	250㎡ <sup>1</sup>	256,000,000
建物		事業用	東京都港区〇〇3-3-3	500㎡ <sup>1</sup>	110,000,000
現金		一般用	東京都千代田区霞が関3-1-1		1,805,384
預貯金	普通預金	事業用	東京都千代田区△△2-2-2 〇〇銀行△△支店		38,961,915
有価証券	上場株式(B社)	一般用	東京都港区××3-1-1 △△証券△△支店	5,000株	6,500,000
					6,450,000
財産の価額の合計額		780,717,299	債務の金額の合計額		23,500,000

## 国際的な課税逃れへの主な対応（税務当局間の情報交換）

### 要請に基づく情報交換

- 個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請。要請を受けた外国税務当局は自国の手続きに従い、情報保有者に情報提供を要請。
- 要請件数：766件（平成29事務年度）

### 非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換（CRS）

- 各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、口座残高等）を各国税務当局間で自動的に交換するため、OECDが2014年に「共通報告基準」（CRS：Common Reporting Standard）を策定・公表。これに基づく情報交換が2017年9月より開始。
- 日本は平成27年（2015年）度税制改正において金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。2018年より税務当局間での年一回の情報交換を開始。初回の情報交換において、国税庁は、日本の非居住者に係る金融口座情報89,672件を58か国・地域に提供した一方、日本の居住者に係る金融口座情報550,705件を64か国・地域から受領。

（参考）CRS情報の交換状況

（2018年10月31日時点）

	受領		提供	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	11	290,660	10	74,636
北米・中南米	13	41,915	9	6,259
欧州・NIS諸国	35	202,455	35	8,548
中東・アフリカ	5	15,675	4	229
合計	64	550,705	58	89,672